



宇部警察署メールマガジン

あんしんUPニュース

発行 宇部警察署～TEL0836-22-0110
e-mail ubesho@police.pref.yamaguchi.jp

平成22年5月25日

第64号

市民の皆さんの
安全と安心を守ります！



万引きは犯罪です！

万引きは、その罪の意識の低さから、「ゲーム感覚」や「欲しかったから」などの短絡的な理由で行われることが多い犯罪ですが、これをきっかけとして、**空き巣**や**出店荒らし**などの侵入窃盗、さらには**傷害**や**強盗**などの凶悪犯罪を引き起こすなど、早い段階で適切な措置を講じないと、重大な犯罪に発展する危険性をはらんでいます。

窃盗は、重大な犯罪です！



「万引き防止対策推進旬間」の実施

(実施期間)

平成22年5月21日(金)から30日(日)
までの10日間

万引きの増加に歯止めをかけ、犯罪の起きにくい地域社会をつくりましょう。

窃盗(刑法第235条)

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は、50万円以下の罰金に処する。

万引きは、窃盗という犯罪です！

お店の人に見つかったら品物を返したり、お金を払っても、盗んだことに変わりません。